

2024年（令和6年度）の 税制改正のポイント

2024年1月

令和5年12月14日、令和6年度税制改正大綱が政府与党より公表されております。本資料は、上記税制改正大綱に記載のある主要な改正項目に限定して概要をまとめております。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、その内容が本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。



目次

1. 法人課税	3
2. 個人・資産課税	26
3. 国際課税	46
4. 消費税	51
5. 地方税	57
6. 納税環境整備	60



1. 法人課税

賃上げ促進税制の拡充

- ✓ 賃上げ促進税制の適用法人に、大企業、中小企業のほか新たに**中堅企業**が定義されます。
- ✓ マルチステークホルダー方針の開示対象が拡大されます。

企業区分	現行	改正案
大企業	資本金の額等が 1億円超	資本金の額等が 1億円超 かつ従業員数が 2,000人超
中堅企業	-	資本金の額等が 1億円超 かつ従業員数が 2,000人以下 (*2)
中小企業	資本金の額等が 1億円以下 (*1)	同左

項目	現行	改正案
マルチステークホルダー開示対象 (*3)	資本金の額等が 10億円以上 、かつ、従業員数が 1,000人以上 の法人	左記に加え、従業員数が 2,000人超 の法人

*1 適用除外法人（その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）および発行済株式等（自己株式を除く）の総数または総額の2分の1以上を同一の大規模法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等）に所有されている法人またはその発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を2以上の大規模法人に所有されている法人を除く

*2 その法人およびその法人と支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が10,000人を超える場合を除く

*3 マルチステークホルダー方針の取引先に消費税の免税事業者も含まれることが明確化される

賃上げ促進税制の強化（大企業向け）

- ✓ 物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化されます。
- ✓ 原則の税額控除率が15%から10%へ引き下げられますが、上乗せ措置の拡充により、**段階的に税額控除率(最大35%)**が引き上げられます。
- ✓ 「プラチナくるみん認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている企業に対して、新たに上乗せ措置が創設されます。

項目	現行		改正案	
適用年度	2022年（令和4年）4月1日～2024年（令和6年）3月31日の間に開始する各事業年度		2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度	
原則控除	適用要件	控除額	適用要件	控除額
	継続雇用者給与等支給額(*4)が前年度より 3%以上 増加していること	控除対象雇用者給与等支給増加額 (*5) ×15%	同左	控除対象雇用者給与等支給増加額 (*5) ×10%
a:上乗せ加算 (給与等増加割合)	上記が 4%以上 増加していること	+10%加算 (= 25%)	4%以上増加していること	+5%加算 (= 15%)
			5%以上 "	+10%加算 (= 20%)
			7%以上 "	+15%加算 (= 25%)

*4 継続雇用者（当期および前期の全期間の各月分給与等の支給がある雇用者で一定のもの）に対する給与等の支給額

*5 適用事業年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額

賃上げ促進税制の強化（大企業向け）

項目	現行		改正案	
	適用要件	控除額	適用要件	控除額
b: 上乗せ加算 (教育訓練費)	教育訓練費の額 (*6) が前年度より 20%以上 増加している こと	+ 5%加算	①教育訓練費の額 (*6) が前年度より 10%以上 増加し、かつ ②教育訓練費の額が雇 用者給与等支給額の 0.05%以上 であること	+ 5%加算
c: 上乗せ加算 (子育てサポート・女性 活躍推進)	-	-	プラチナくるみん認定 (*7) もしくは プラチナ えるぼし認定 (*8) を 受けていること	+ 5%加算
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 30%		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 35%	
控除限度額	法人税額の 20%		同左	

*6 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、または向上させるために支出する費用のうち一定のもの

*7 子育てサポート等を高い水準で取組んだ企業で厚生労働大臣の認定を受けたもの（認定基準には男性の育児休暇取得率等）

*8 女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業で厚生労働大臣の認定を受けたもの（認定基準には女性の勤続年数や管理職比率等）

賃上げ促進税制の強化（中堅企業向け）

- ✓ 改正前の賃上げ促進税制は、大企業向けと中小企業向けの二区分に分かれて取扱いが定められていましたが、新たに**中堅企業向け**の賃上げ促進税制が創設されます。
- ✓ 中堅企業とは、資本金の額等が**1億円超**かつ従業員数が**2,000人以下**の法人をいいます。
- ✓ 「プラチナくるみん認定」「えるぼし認定（3段階目以上）」を受けている企業に対して、新たに上乗せ措置が創設されます。

項目	改正案	
適用年度	2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度	
原則控除	適用要件	控除額
	継続雇用者給与等支給額が前年度より 3%以上 増加していること	控除対象雇用者給与等支給増加額× 10%
a:上乗せ加算 (給与等増加割合)	上記が 4%以上 増加している場合	+15%加算（=25%）
b:上乗せ加算 (教育訓練費)	①教育訓練費の額が前年度より 10%以上 増加し、 かつ②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上 であること	+5%加算
c:上乗せ加算 (子育てサポート・女性活躍推進)	プラチナくるみん認定 もしくは えるぼし認定（3段階目以上） を受けていること	+5%加算
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額× 35%	
控除限度額	法人税額の 20%	

賃上げ促進税制の強化（中小企業向け）

- ✓ 「くるみん認定以上」「えるぼし認定（2段階目以上）」を受けている企業に対して、新たに上乗せ措置が創設されます。
- ✓ これまで賃上げ促進税制が適用できなかった赤字企業等に対して、新たに繰越税額控除制度が創設されます。

項目	現行		改正案	
適用年度	2022年（令和4年）4月1日～2024年（令和6年）3月31日の間に開始する各事業年度		2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度	
原則控除	適用要件	控除額	適用要件	控除額
	雇用者給与等支給額（*9）が前年度より 1.5%以上 増加していること	控除対象雇用者給与等支給増加額× 15%	同左	同左
a:上乗せ加算 （給与等増加割合）	上記が 2.5%以上 増加している場合	+15%加算（=30%）	同左	同左
b:上乗せ加算 （教育訓練費）	教育訓練費の額が前年度より 10%以上 増加していること	+10%加算	①教育訓練費の額が前年度より 5%以上 増加し、かつ②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上 であること	+10%加算
c:上乗せ加算 （子育てサポート・女性活躍推進）	-	-	くるみん認定以上もしくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けていること	+5%加算
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額× 40%		控除対象雇用者給与等支給増加額× 45%	
控除限度額	法人税額の 20%		同左	
繰越税額控除	-		適用要件	控除額
			適用年度の雇用者給与等支給額が前年度より超えていること	5年

*9 国内雇用者のうち賃金台帳に記載された者に支給する給与等の支給額（使用人兼務役員を含む役員等を除く）

本資料は、2023年（令和5年）12月14日、政府与党より公表された令和6年度税制改正大綱に記載のある主要な改正項目に限定して概要をまとめております。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、その内容が本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

賃上げ促進税制 (地方税:付加価値割・法人住民税計算)

- ✓ 外形標準課税対象法人における付加価値割の課税標準から一定額が控除されます。
- ✓ 中小企業の法人住民税の計算については、賃上げ促進税制に係る税額控除制度が適用されます。

■大企業および中堅企業

項目	現行	改正案
適用年度	2022年（令和4年）4月1日～2024年（令和6年）3月31日の間に開始する各事業年度	2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度
適用要件	継続雇用者給与等支給額が前年度より 3%以上 増加していること等	同左
控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額を、付加価値割の課税標準から控除	同左

■中小企業（令和6年度税制改正により外形標準課税の対象となる法人）

項目	現行	改正案
適用年度	-	2025年（令和7年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度
適用要件	-	雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上 増加していること等
控除額	-	控除対象雇用者給与等支給増加額を、付加価値割の課税標準から控除
法人住民税計算	(法人税額-賃上げ促進税制税額控除額) × 税率	同左

特定税額控除規定に係る適用可否の判定に関する見直し

- ✓ 減税措置の実効性を高めるため、賃上げや国内投資に積極的な企業はインセンティブ効果が高まるメリハリ付けを行います。
- ✓ 一定の大企業に係る特定税額控除（一般試験研究費の特別控除など）の適用制限が見直され、適用期限が3年延長されます。（2027年（令和9年）3月31日までに開始する事業年度において適用されます）

● 一定の大企業の要件に係る改正案

特定税額控除規定を適用するにあたり、資本金の額等10億円以上かつ常時使用する従業員数1,000人以上で、前事業年度所得> 零の大企業は、継続雇用者の給与等支給額、及び国内設備投資額の要件が強化されていた。本改正案により要件が強化される法人の範囲が拡大される。

● 適用可否の判定における改正案

特定税額控除規定を適用しようとする法人は「所得金額」「継続雇用者給与等支給額」「国内設備投資額」に係る一定の要件を満たす場合、特定税額控除の規定は適用することができないが、そのうち、一定の大企業に係る「国内設備投資額」に係る要件が強化される。

● 継続雇用者給与等支給額の計算に係る改正案

「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

特定税額控除規定に係る適用可否の判定に関する見直し (現行制度との比較)

項目		現行制度		改正案	
対象法人		①～③をすべて満たす法人 ①資本金の額等 \geq 10億円 ②常時使用する従業員数 \geq 1,000人 ③前事業年度の所得の金額 $>$ 零	中小企業者等以外の法人 で左記に該当しない法人	①～③をすべて満たす法人 ①資本金の額等 \geq 10億円 ②常時使用する従業員数 \geq 1,000人 ③前事業年度の所得の金額 $>$ 零 + ④、⑤を満たす法人 ④常時使用する従業員数 $>$ 2,000人 ⑤前事業年度の所得の金額 $>$ 零	中小企業者等以外の法人 で左記に該当しない法人
判定要件	所得金額	対前事業年度比で増加すること		対前事業年度比で増加すること	
	継続雇用者給与等支給額	対前年度増加率1%未満であること	前事業年度以下となること	対前年度増加率1%未満であること	前事業年度以下となること
	国内設備投資額	国内設備投資額 \leq 当期償却費総額 \times 30%		国内設備投資額 \leq 当期償却費総額 \times 40%	国内設備投資額 \leq 当期償却費総額 \times 30%

※上記法人については所得金額が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資に消極的な企業の場合、特定税額控除規定は適用することができない。

試験研究を行った場合の税額控除に関する見直し

✓ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関して以下のように見直されます

● 一般型及び中小企業向け共通の改正案

制度の対象となる試験研究費の額から**国外事業所等**を通じて行う事業に係る試験研究費の額を除外する

● 一般型に係る改正案

増減試験研究費割合が零に満たない事業年度について税額控除率を次のように見直す

①2026年（令和8年）4月1日以後開始事業年度において、**税額控除率の下限（現行1%）を撤廃し、税額控除率を引き下げる**

②2026年（令和8年）4月1日、2029年（令和11）年4月1日、2031年（令和13年）4月1日以後に開始する事業年度において、**段階的に税額控除率を引き下げる**

項目	現行制度	改正案
税額控除率	<p>【増減試験研究費割合が12%以下である場合】 $11.5\% - (0.12 - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ （下限1%）</p>	<p>【増減試験研究費割合が0に満たない場合】 2026年（令和8年）4月1日～2029年（令和11年）3月31日開始事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 30\text{分の}8.5$ （下限0%）</p> <p>2029年（令和11年）4月1日～2031年（令和13年）3月31日開始事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 27.5\text{分の}8.5$ （下限0%）</p> <p>2031年（令和13年）4月1日以後に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 25\text{分の}8.5$ （下限0%）</p>

戦略分野国内生産促進税制の創設

- ✓ 初期投資コスト及びランニングコストが高いため、民間事業としては事業採算性に乗りにくいものの、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資について選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する「戦略分野国内生産促進税制」が創設されます。
- ✓ 対象物資ごとに単価が設定され、企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、据置期間が計画認定から10年間という長期の措置とされる上で、4年間（半導体は3年間）の繰越税額控除が設けられます。

	改正案
適用対象法人	青色申告法人で、改正産業競争力強化法の施行日から2027年（令和9年）3月31日までの間に同法の事業適応計画の認定を受けた法人（認定事業適応事業者）
適用要件	産業競争力基盤強化商品（*1）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下、「産業競争力基盤強化商品生産用資産」）の取得等をして、国内にある事業の用に供すること
対象事業年度	事業適応計画の認定の日以後10年以内（以下、「対象期間」）の日を含む各事業年度

*1 半導体、電気自動車等（蓄電池）、鉄鋼（グリーンスチール）、基礎化学品（グリーンケミカル）、航空機燃料（SAF：持続可能な航空燃料）

戦略分野国内生産促進税制の創設

	改正案
税額控除額	次のうちいずれか少ない金額 ① 産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうち、その事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額（*2） ② 産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く）
控除限度額	当期の法人税額×40%（*3）
繰越税額控除	控除限度超過額は4年間の繰越しが可能（*4）
適用除外措置	所得金額が前期の所得金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く）は適用されない ① 適用年度の継続雇用者給与等支給額の、前期の継続雇用者給与等支給額（継続雇用者比較給与等支給額）に対する増加割合 $\geq 1\%$ ② 国内設備投資額 $>$ 当期減価償却費 $\times 40\%$
地方法人税・法人住民税での取扱い	地方法人税の課税標準となる法人税額からは控除されない（半導体生産用資産に係る控除額を除く）、また、法人住民税にも適用はされない

*2 産業競争力基盤強化商品生産用資産の事業供用日以後7年を経過する日の翌日から控除額が段階的に引下げられる（8年を経過する日までは75%、9年を経過する日までは50%、9年を経過する日の翌日以後は25%）

*3 デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計額で当期の法人税額の40%を上限（半導体生産用資産については20%）

*4 半導体生産用資産については3年間の繰越し

イノベーションボックス税制の創設

- ✓ 2025年（令和7年）4月1日から2032年（令和14年）3月31日までの間に開始する各事業年度において、居住者もしくは内国法人（関連者（*2）除く）に対する特定特許権等（*1）の譲渡又は他の者（関連者（*2）除く）に対する特定特許権等の貸付け（「特許権譲渡等取引」）を行った場合には、次の①と②の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額を、その事業年度において損金算入できることとする「イノベーションボックス税制」が創設されます。

*1 2024年（令和6年）4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で一定のもの

*2 移転価格税制における関連者と同様の基準により判定

次の①と②の金額のうちいずれか少ない金額×30%が損金算入できる

① 当期の所得の金額		
② その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、右記の算式により算定した合計金額	イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額	$\times \frac{\text{ハ 口の金額に含まれる適格研究開発費（*3）の額の合計額に係る所得の金額}}{\text{ロ 当期及び前期以前において生じた研究開発費の額（*4）のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額}}$

*3 研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のもの

*4 研究開発等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額

税制適格ストックオプションの改正 - 適格要件の緩和 -

✓ 改正前後の比較

税制適格ストックオプションを行使した際、課税が繰り延べられる権利行使価格の限度額（年間）について改正されます。

項目	改正前	改正後													
保管委託要件	新株予約権の行使により取得をする株式につき、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること（措置法29の2①六）	以下の要件を満たしていれば不要 <ul style="list-style-type: none"> • 権利行使により交付される株式が譲渡制限株式であること • 新株予約権を発行した会社自身により、株式の管理が行われること 													
1年あたりの権利行使価格の限度額	一律1,200万円まで（措置法29の2①）	<table border="1"> <tr> <td>設立5年未満 ※1</td> <td></td> <td>2,400万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設立5年以上 20年未満</td> <td>未上場</td> <td>3,600万円</td> </tr> <tr> <td>上場後 5年未満</td> <td>3,600万円</td> </tr> <tr> <td>上場後 5年以上</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>設立20年以上 ※1</td> <td></td> <td>1,200万円</td> </tr> </table> <p>*1 上場会社、未上場いずれの場合も同じ限度額になる。</p>	設立5年未満 ※1		2,400万円	設立5年以上 20年未満	未上場	3,600万円	上場後 5年未満	3,600万円	上場後 5年以上	1,200万円	設立20年以上 ※1		1,200万円
設立5年未満 ※1		2,400万円													
設立5年以上 20年未満	未上場	3,600万円													
	上場後 5年未満	3,600万円													
	上場後 5年以上	1,200万円													
設立20年以上 ※1		1,200万円													

● 改正による効果

- ① 保管委託要件が緩和されることで未上場会社での税制適格ストックオプションの導入が促進され、適用の幅が広がる。
- ② スタートアップ企業を中心に限度額を増大させることで、より優秀な人材を招きやすくなる。

税制適格ストックオプションの改正

-社外高度人材活用分野における要件緩和-

✓ 改正前後の比較

税制適格ストックオプションの適用対象者には社外高度人材も含まれていたところ、当該要件が下記のとおり緩和されます。

項目	改正前	改正後
認定対象企業の要件	ハンズオン支援を行うベンチャーキャピタル等から最初に出資を受けた時点で、 ①資本金の額が5億円未満 ②従業員の数が900人以下 のいずれの要件も満たす会社であること。	廃止
社外高度人材の要件 (一部要件の見直し)	1. 「国家資格を保有」・「博士の学位を保有」・ 「高度専門職の在留資格をもって在留」につ いて3年以上の実務経験があること	1. 「国家資格を保有」・「博士の学位を保有」・「高度専門 職の在留資格をもって在留」 (実務経験廃止)
	2. 上場企業の役員（取締役等）について 3年以上の実務経験があること	2. 上場企業の役員（取締役等）について1年以上の実務 経験があること
	—	3. 以下の者を追加 ① 教授及び准教授 ② 上場会社の重要な使用人として実務経験1年以上の者 ③ 未上場会社の役員及び重要な使用人として実務経験1 年以上の者 ④ その他一定の要件を満たす者

参考：税制適格ストックオプション セーフハーバールール（租税特別措置法通達29の2-1）

● 通達改正の背景、内容

- ①付与契約時の「1株あたりの権利行使価額」の算定について、原則は発行会社の1株当たりの価額に相当する金額（時価）以上となるが、取引相場のない株式についてはその価額の算定が困難であった。
- ②改正通達より、所得税基本通達23～35共-9の例により算定（原則方式）するところ、一定の条件の下で財産評価基本通達の例により算定しているときは、その価額を認める旨（特例方式）が明示され、本通達によって算定した価額以上の「権利行使価額」を設定していれば、税制適格ストックオプションの「権利行使価額」要件を満たす。

通達改正前	通達改正後
明確な規定なし	税制適格ストックオプションの「1株当たりの価額」は、所得税基本通達23～35共-9の例（純資産額等）により算定することを原則としつつ、1株あたりの価額につき、取引相場のない株式の評価（財基通178～189-7まで）の例によって算定した価額としているときは、次によることを条件として、これを認める。 <ol style="list-style-type: none">1. 新株予約権を与えられた者が発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとして評価する。2. 土地（土地の上に存する権利を含む。）又は上場有価証券は、同通達185に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、新株予約権に係る契約時における価額によって算定する。3. 同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しない。

留意点：会計上、株式評価額（時価）がこの通達価格（行使価格）以上の価格の場合に本源的価値が生じ、株式報酬費用計上が必要。

中小企業事業再編投資損失準備金制度の充実

- ✓ 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、成長意欲のある中堅企業及び中小企業が複数の中小企業を子会社化する等グループ一体となって成長していくことを後押しするため、現行制度の延長と制度の拡充が行われます。

項目	現行制度（中小企業*1）	新制度（中堅企業*2 及び中小企業）
適用期間	2024年（令和6年）3月31日まで → 2027年（令和9年）3月31日まで3年延長	改正が予定される産業競争力強化法改正施行日から 2027年（令和9年）3月31日まで
制度の概要（損金算入）	株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた場合、積立額を損金算入。	株式等の取得価額に次の割合を乗じた金額以下の準備金を積み立てた場合、積立額を損金算入。 ① 最初に取得をした株式等：90% ② ①以外の株式等：100%
制度の概要（益金算入）	準備金は、一定の場合のほか、積立事業年度終了日の翌日から5年を経過した事業年度から5年間で残高の均等額を取り崩して益金算入。	準備金は、一定の場合のほか、積立事業年度終了日の翌日から 10年 を経過した事業年度から5年間で残高の均等額を取り崩して益金算入。
適用除外	取得価額10億円超	取得価額100億円超、取得価額1億円未満、一定の表明保証契約を締結している場合
その他要件	経営力向上計画の認定など	特別事業再編計画（仮称）の認定など

以下、経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」P8より

*1 中小企業者等（資本金1億円以下の法人等）

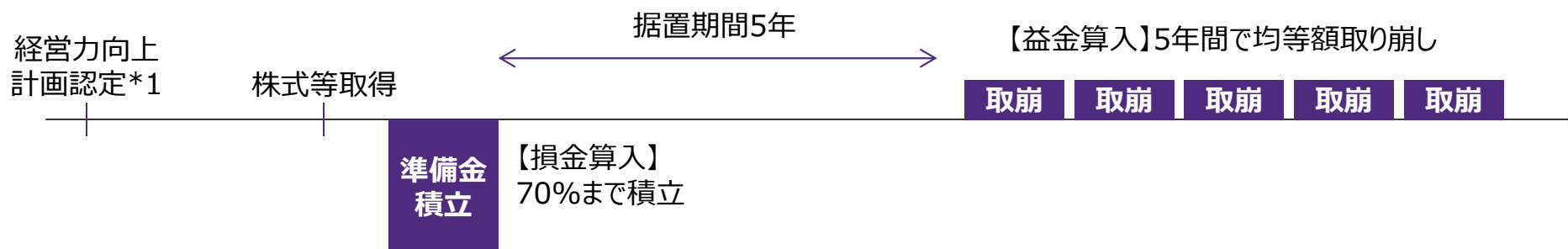
*2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

本資料は、2023年（令和5年）12月14日、政府与党より公表された令和6年度税制改正大綱に記載のある主要な改正項目に限定して概要をまとめております。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、その内容が本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご留意ください。

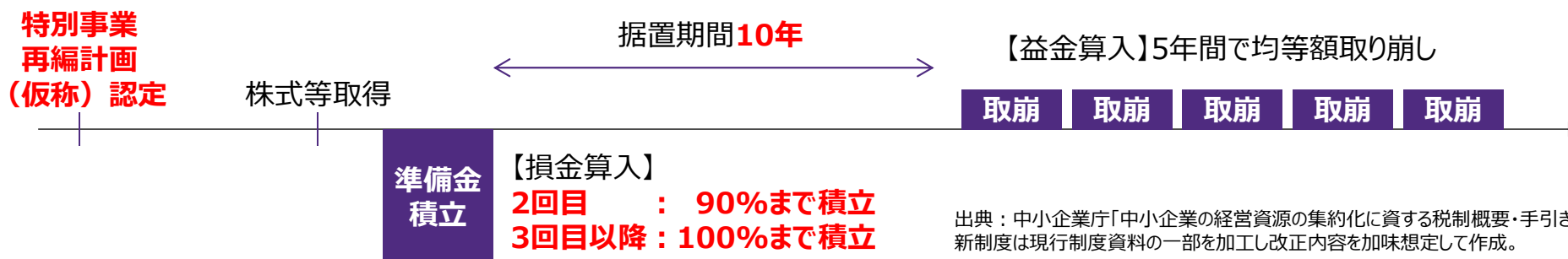
中小企業事業再編投資損失準備金制度の充実

✓ 中小企業事業再編投資損失準備金制度の概要

【M&A1回目】現行制度（対象：中小企業）



【M&A2回目以降】新制度（対象：中堅企業及び中小企業）*2,3



出典：中小企業庁「中小企業の経営資源の集約化に資する税制概要・手引き」より。
新制度は現行制度資料の一部を加工し改正内容を加味想定して作成。

以下、経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」P17より

*1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。

*2 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（新制度は過去5年以内にM&Aの実績が必要）

*3 中堅企業は2回目以降のM&Aから適用可能

交際費等の損金不算入制度の見直しと延長

- ✓ 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、2024年（令和6年）4月1日以後に支出する飲食費から1人当たり1万円以下に引き上げられます。
- ✓ 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が、それぞれ3年延長されます。

	現行制度	改正案
交際費等の額から除かれる飲食費の基準	1人当たり5,000円以下（*1）	1人当たり10,000円以下（*1）
接待飲食費の損金算入の特例（*2）の適用期限	2024年（令和6年）3月31日まで	2027年（令和9年）3月31日まで（3年延長）
中小法人に係る損金算入の特例（*3）の適用期限	同上	同上

*1 税抜経理をしている場合は税抜金額で、税込経理の場合は税込金額で判定

*2 飲食費等のうち、いわゆる社内飲食費を除いた「接待飲食費」の50%を損金算入できる特例

*3 中小法人は年間800万円までは損金算入が可能となる特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

- ✓ 一定の要件を満たす中小企業者等が取得した取得価額30万円未満の減価償却資産について、取得価額全額を損金経理した場合は年間300万円を限度として損金算入が認められる特例の適用対象法人から「e-Taxにより法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるもの」が除外されます。
- ✓ 対象法人を見直したうえで、適用期限が2年延長されます。

	現行制度	改正案
対象法人	青色申告法人（通算法人を除く）である中小企業者等（*1）のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の法人（適用除外事業者（*2）は除く）	左記の法人から、e-Taxで法人税の確定申告書を提出しなければならない法人（*3）のうち、常時使用する従業員の数が300人超の法人が除かれる
適用期限	2024年（令和6年）3月31日まで	2026年（令和8年）3月31日まで（2年延長）

- *1 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人で、かつ、発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人、発行済み株式の2/3以上を複数の大規模法人に所有されている法人以外の法人等
- *2 前3年間の年間平均所得金額が15億円を超える法人
- *3 期首資本金額が1億円超の内国法人（注）が電子申告義務化の対象法人
（注）相互会社、投資法人、特定目的会社、通算法人は資本金の額を問わず対象となる

暗号資産関連の改正

- ✓ 2023年度（令和5年度）税制改正に引き続き、スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化への取り組みとして、発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産について期末時価評価課税の対象外とする見直しが行われます。これにより、Web3.0の推進に向けた環境整備が進み、ブロックチェーン技術を活用した起業等が促進されることが期待されています。

● 暗号資産の評価方法等の見直し（期末に時価評価損益を計上するものの範囲等）

法人が有する活発な市場が存在する暗号資産（市場暗号資産）で譲渡制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、次のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあっては次の①の評価方法）により計算した金額とするほか、所要の措置が講じられる。

- ①原価法
- ②時価法

	市場暗号資産	左記以外の暗号資産
自己の計算において有しないもの	時価評価損益の計上不要	時価評価損益の計上不要
自己の計算において有するもの	下記以外のもの 期末に時価評価損益を計上する（時価法）	時価評価損益の計上不要
	新設：一定の譲渡制限暗号資産 期末に時価評価損益を計上する（時価法） →【改正後】原則、計上しない（法定評価方法：原価法）	
	特定自己発行暗号資産 期末に時価評価損益を計上しない（原価法）	

暗号資産関連の改正

● 暗号資産の評価方法等の見直し（期末に時価評価損益を計上するものの範囲等）

- *1 前頁の「譲渡制限その他の条件が付されている暗号資産」とは、次の要件に該当する暗号資産をいう。
- ①他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
 - ②上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。
- *2 前頁①及び②の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります。なお、評価方法を選定しなかった場合には、原価法（前頁①の評価方法）により計算した金額がその暗号資産の期末における評価額となる。

暗号資産関連の改正

- ✓ 分散型台帳技術を使用する暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、2022年（令和4年）、OECDにおいて策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み（CARF: Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が整備されます。

● 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

2026年（令和8年）1月1日以後に報告暗号資産交換業者等(*1)との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引(*2)を行う者又は法人は、当該暗号資産等取引を行う際、その者又は法人の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号その他必要な事項を記載した届出書を、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出することが義務化されます(*3)。その他届出書を提出した者の居住地国等について異動を生じた場合等について、所要の措置が講じられる。

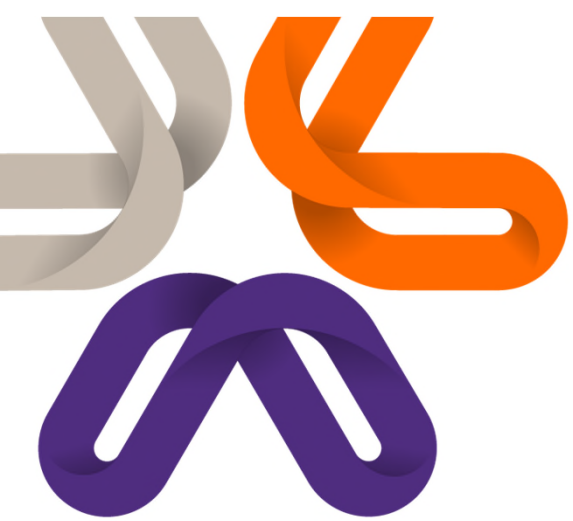
併せて、報告暗号資産交換業者等に対して、その年の12月31日において、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者又は法人（外国金融商品取引所において上場されている法人等を除く）が報告対象契約を締結している場合には、その者又は法人の氏名又は名称等の情報、暗号資産等の売買等に係る暗号資産等の種類ごとの取引数量及び件数等の情報を、その年の翌年4月30日までに、e-Tax等の方法により、所轄税務署長に提供することが義務化される。

*1 暗号資産交換業者、電子決済手段等取引業者及び金融商品取引業者のうち一定のものをいう。

*2 暗号資産等の売買、暗号資産等と他の暗号資産等との交換若しくはこれらの行為の媒介等又は暗号資産等の移転若しくは受入に係る契約の締結をいう。

*3 届出書に記載すべき事項は、電磁的方法による提供も可能とする。

*4 2025年（令和7年）12月31日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行っている者にあっては、当該届出書の提出期限は2026年令和8年12月31日までとする。



2. 個人・資産課税

所得税・個人住民税の定額減税

- ✓ 納税者本人の他、配偶者や扶養親族一人につき、2024年（令和6年）分の所得税3万円、2024年（令和6年）度分の住民税1万円の合計4万円が減税されます。（減税措置でカバーできない低所得者層には給付を組み合わせることと減税額が補完される見込みです。）

		所得税	住民税 ※
対象者		居住者 (2024年（令和6年）分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。)	納税義務者 (2024年（令和6年）度分の個人住民税に係る合計所得金額が1805万円以下である場合に限る。)
特別控除の額		本人 3万円 同一生計配偶者（居住者に限る） 3万円 扶養親族（居住者に限る） 1人につき3万円 *その者の所得税額を限度とする。	本人 1万円 同一生計配偶者（国外居住者を除く） 1万円 扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円 *その者の所得割を限度とする。
控除方法	給与所得者	2024年（令和6年）6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉所得税の額から順次控除。	2024年（令和6年）6月の給与の支払時は個人住民税の特別徴収は行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額を7月から翌年5月までの期間で1/11ずつ特別徴収することで控除。
	年金受給者	2024年（令和6年）6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る源泉所得税の額から順次控除。	2024年（令和6年）10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る個人住民税の特別徴収税額から順次控除。
	事業所得者	2024年（令和6年）分の第1期分の予定納税額から本人分を控除し、同一生計配偶者及び扶養親族分は予定納税の減額申請により控除。	2024年（令和6年）度分の第1期分の個人住民税から順次控除。

※ 特別控除の額は他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除される。また、ふるさと納税の特例控除額の控除上限額の算定の基礎となる所得割額は特別控除の額を控除する前の所得割額となる。

扶養控除等の見直し

- ✓ 児童手当について、2024年（令和6年）10月から所得制限が撤廃され、第3子以降への増額がされるとともに、支給期間が高校生年代までに延長されます。一方、扶養控除については、15歳以下とのバランスを鑑み、高校生年代の控除額が縮小されます。
- ✓ ひとり親の自立支援を進める観点から、ひとり親控除の所得要件が緩和されるとともに、所得税と住民税の控除額が引き上げられます。
- ✓ この見直しは、2025年（令和7年）度税制改正において決定される見込みです。現状、所得税については、2026年（令和8年）分以降、住民税については、2027年（令和9年）度分以降、適用される見込みです。

● 児童手当と扶養控除

		0歳～2歳		3歳～15歳		16歳～18歳		19歳～22歳	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
児童 手当	第2子まで	月1.5万円	同左	月1万円	同左	なし	月1万円	なし	同左
	第3子以降		月3万円	月1.5万円 (中学生1万円)	月3万円		月3万円		
	所得制限	あり(*1)	なし	あり(*1)	なし	なし	同左	-	-
扶養控除		なし	同左	なし	同左	所得税38万円 住民税33万円	所得税25万円 住民税12万円	所得税63万円 住民税45万円	同左

*1：年収960万円以上：特例給付月額5,000円、年収1,200万円以上：支給対象外

● ひとり親控除の拡充

(現行)

(改正後)

適用対象 合計所得金額 500万円以下

→ 合計所得金額 1,000万円

控除額 所得税35万円 住民税30万円

→ 所得税38万円 住民税33万円

本資料は、2023年（令和5年）12月14日、政府与党より公表された令和6年度税制改正大綱に記載のある主要な改正項目に限定して概要をまとめております。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、その内容が本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

- ✓ 子育て世帯につき、子供を扶養する者に万が一のリスクが生じる場合を想定して、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制の一環として、令和7年度税制改正より、以下の方向性で見直しが検討されています。

2012年（平成24年）1月1日以後に締結した生命保険契約等（新契約）のうち、一般生命保険料を支払う者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の適用限度額に対して**2万円**の上乗せ措置が講じられる。

新契約／区分	限度額（現行）	限度額（改正後）
一般生命保険料	所得税：4万円、住民税：2.8万円	(所得税) 23歳未満扶養あり：6万円 23歳未満扶養なし：4万円 (住民税) 2.8万円
介護医療保険料	所得税：4万円、住民税：2.8万円	同 左
個人年金保険料	所得税：4万円、住民税：2.8万円	同 左
合 計	所得税：12万円、住民税：7万円	同 左 (限度額変更なし)

*1 2011年（平成23年）12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）における限度額については、変更はない。

*2 一般生命保険料のうち、一時払生命保険については、適用されない。

*3 税制改正大綱では、住民税の限度額引き上げについては、言及されていない。

エンジェル税制の拡充

- ✓ エンジェル税制（譲渡所得の特例）について、株式の取得に要した金額および適用対象の範囲が拡大され、エンジェル税制（寄附金控除）について確認手続きの一部が緩和されますプレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件を緩和します。

1) 譲渡所得の特例の改正

スタートアップへの投資方法について、つぎの範囲が拡充される。

- ① 株式の取得金額の範囲に、**一定の新株予約権**を行使して株式を取得した場合における、当該新株予約権の取得金額を加える。
※譲渡所得の特例の適用については、その新株予約権の取得時点ではなく、権利行使をした年において行う。
- ② 株式取得の適用対象に、株式を一定の信託を通じて取得した場合を加える。

現行	改正案
a) 直接投資	a) 直接投資
b) 認定投資事業有限責任組合（LPS）経由による投資	b) 認定投資事業有限責任組合（LPS）経由による投資
c) 認定少額電子募集取扱業者（ECF）経由による投資	c) 認定少額電子募集取扱業者（ECF）経由による投資
—	d) 一定の信託を通じた投資

エンジェル税制の拡充

2) 寄附金控除の改正（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

適用対象となる特定新規中小会社のうち、国家戦略特別区域法および地域再生法に規定する事業を行う株式会社について次の措置が施される。

- ① 当該株式会社の確認手続きにおいて、一定の書類については申請書への添付が不要となる。
- ② 適用対象となる当該株式会社により発行される株式の発行期限が2年延長される。

	現行	改正案
添付書類	a) 株式発行決議をした株主総会議事録、取締役の決定を証する書面 (または取締役会議事録) (写し)	いずれも添付不要
	b) 個人が取得した株式の引受けの申込み または、その総数の引受けを行う契約を証する書面	
発行期限	2024年(令和6年)3月31日までに発行されるもの	2026年(令和8年)3月31日までに発行されるもの

3) 譲渡所得の特例および寄附金控除の改正の適用時期

大綱発表時点では、具体的な適用開始時期は未定。

NISAに係る改正

- ✓ 非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権で一定のものの行使等に際して金銭の払込みをして取得した上場株式等についてその対象範囲が拡大されました。

項目	変更前	変更後
新株予約権で一定のものの行使等により取得した 上場株式等	当該上場株式等 は、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して払込みをすること並びに金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合に 限られる 。	当該上場株式等 は、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して払込みをすること並びに金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合と 同様の受入期間及び取得対価の額の合計額に係る要件その他の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定に受け入れることができる こととする。

住宅ローン控除（子育て世帯等に対する拡充措置）

- ✓ 減額予定であった住宅ローン控除の限度額は、子育て特例対象個人に限り、限度額の上限が維持されることとなりました。
 - ・ 子育て特例対象個人とは、「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」
 - ・ 子育て特例対象個人が、認定住宅等の新築等をして、2024年（令和6年）中に入居した場合に限り、住宅ローン控除の限度額の上限が、2023年（令和5年）と変わらず維持される。
 - ・ 子育て特定対象個人以外の個人については、従来の改正通り、住宅ローン控除の限度額の上限は、縮小。
- ✓ 床面積要件の緩和措置：40㎡以上については、改正により、1年延長され2024年（令和6年）12月末までに建築確認を受けた新築住宅等まで、対象となります。

住宅ローン控除の概要（改正部分は赤字記載）	
控除率	年末ローン残高の0.7%
延長期間	2年間（2025年（令和7年）12月31日までに入居した場合に適用）
控除期間	新築：13年間（入居年が2024年（令和6年）以降の一般住宅は10年） 中古：10年間
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下
床面積要件	50㎡以上（合計所得金額1,000万円以下の場合で、2024年（令和6年）12月末までに建築確認を受けた新築または当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、40㎡以上）※改正により1年延長
対象住宅	2024年（令和6年）以降の新築住宅は認定住宅等（省エネ住宅、ZEH（*2）、長期優良住宅等）に限る（*1） *1 2024年（令和6年）1月1日以後に建築確認を受ける住宅の場合、登記簿上の建築日付が2024年（令和6年）6月30日以前であれば認定住宅等でなくても適用対象となる *2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱性・省エネ性能を高めつつ、太陽光発電などによりエネルギーを創り出すことにより、年間のエネルギー消費量をプラスマイナスゼロにすることを目指す住宅

住宅ローン控除（子育て世帯等に対する拡充措置）

✓ 令和7年度の税制改正にて、2024年（令和6年）と同様の措置を行う方向で検討される予定です。

		入居時期			
		2023年（令和5年） 借入限度額（控除上限）	2024年（令和6年） 借入限度額（控除上限）		2025年（令和7年） 借入限度額（控除上限）
新築	認定住宅	5,000万円 (455万円)	子育て特例対象個*	その他の世帯	4,500万円 (409.5万円)
			5,000万円 (455万円)	4,500万円 (409.5万円)	
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 (409.5万円)	子育て特例対象個*	その他の世帯	3,500万円 (318.5万円)
			4,500万円 (409.5万円)	3,500万円 (318.5万円)	
省エネ基準適合住宅	4,000万円 (364万円)	子育て特例対象個*	その他の世帯	3,000万円 (273万円)	
		4,000万円 (364万円)	3,000万円 (273万円)		
	その他の住宅	3,000万円 (273万円)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 0円 2023年（令和5年）までに建築確認を受けた新築住宅に限り 2,000万円 (140万円) </div>		
中古	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅 ・省エネ基準適合住宅	3,000万円 (210万円)			
	その他の住宅	2,000万円 (140万円)			

*子育て特例対象個人とは、「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」

既存住宅に係る特定改修工事の所得税額の特別控除 (子育て支援特例の追加)

- ✓ 既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て特例対象個人が、その所有する不動産に対して行う一定の改修工事については、所得税額の特別控除の対象に追加されました。
- ✓ 子育て特例対象個人とは、「夫婦のいずれかが40歳未満の個人」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」をいいます。本特例の適用となる子育て特例適用個人は、その年分の合計所得金額が、2,000万円以下の個人です。

子育て支援に関する改正概要

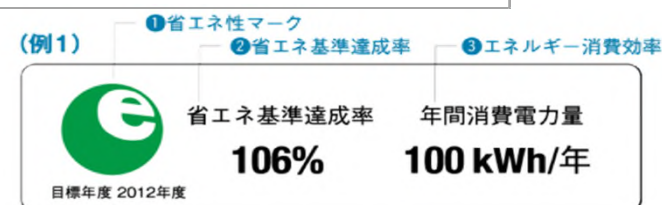
控除額	<p>一定の子育て対応改修工事※に係る標準的な工事費用相当額（上限250万円）×10%</p> <p>※一定の子育て対応改修工事 その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすもので、250万円が限度 ①住宅内の子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事 ④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事</p>
適用要件	<p>【対象者】 子育て特例適用個人「夫婦のいずれかが40歳未満の個人」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」</p> <p>【居住要件】 改修工事を行った所有する居住用家屋に、2024年（令和6年）4月1日から12月31日までの間に、居住すること。</p> <p>【所得要件】 合計所得金額 2,000万円以下</p> <p>【適用期限】 2024年（令和6年）12月31日まで</p>
その他の要件	<p>その他の要件等については、既存住宅にかかる特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅借入金等特別控除等との併用不可・確定申告書に一定の書類の添付が必要 など

既存住宅に係る特定改修工事の所得税額の特別控除 (子育て支援等以外)

- ✓ 住宅耐震改修特別控除（個人が自己の居住の用に供する家屋(1981年（昭和56年）5月31日以前に建築されたもの)について耐震改修をした場合において一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる）の適用が**2年延長されます**。
- ✓ 住宅特定改修特別税額控除（個人が自己が所有している居住用家屋について一般断熱改修工事等を行った場合において一定の要件の下で一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる）の適用要件が一部変更され、適用が**2年延長されます**。また、本税額控除の適用対象となる省エネ改修工事にかかる適用要件も一部変更されます。

	現行	改正案
住宅の耐震改修をした場合		
適用期限	2023年（令和5年）12月31日まで	2025年（令和7年）12月31日まで (2年延長)
住宅の特定改修工事をした場合		
適用期限	2023年（令和5年）12月31日まで	2025年（令和7年）12月31日まで (2年延長)
適用対象者	特別税額控除を受ける年分の合計所得金額が 3,000万円以下	特別税額控除を受ける年分の合計所得金額が 2,000万円以下
適用対象工事	省エネ改修工事のうち、省エネ設備の取換え又は取付工事について下記のもの ・省エネルギー基準達成率 [※] 114%以上 のエアコンディショナー	省エネ改修工事のうち、省エネ設備の取換え又は取付工事について下記のもの ・省エネルギー基準達成率 107%以上 のエアコンディショナー

※ 省エネルギー基準達成率とは、消費者がエネルギー消費機器を購入するときに、省エネ性能が優れている製品を選べるよう表示されるようになった指標（経済産業省資源エネルギー庁HP）。



土地・住宅税制

✓ 主な制度の適用期限の延長等

土地・住宅税制について、適用期限等が以下のとおり変更されました。（主要制度のみ抜粋）

制度名	期限延長	制度の見直し
特定の民間住宅地造成事業に係る1,500万円控除	3年	-
特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の特例	2年	-
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	2年	住宅借入金等の残高証明書の確定申告等への添付不要*
認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除	2年	合計所得金額要件 3,000万円⇒2,000万円

*2024年（令和6年）1月1日以後に行う譲渡について適用する。

なお、所要の経過措置を講じたうえ、本特例の適用を受けようとする個人が住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書の提出をしている場合、添付不要となる。

その他 公益法人・学校法人関連の改正

●公益法人制度改革に伴う非課税措置の存続（拡充）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正を前提に、次の措置が講じられる。

- 収支相償の原則*の見直し等を行う公益法人改革後も、現行の税制上の措置（公益目的事業の非課税の特例、みなし寄附金の損金算入の特例等）を認めることとする。

*収支相償の原則とは、公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律

- 公益法人が解散や認定取消しの処分を受けた際、みなし譲渡所得税が非課税となる財産の贈与対象（租税特別措置法40条）に、新しく公益信託を追加する。
- 2024年（令和6年）の通常国会への改正法案の提出とともに、2025年（令和7年）の施行予定。

●寄附金の税額控除対象法人のパブリック・サポート・テストの要件緩和

一定の要件を満たす学校法人等のパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、次の措置が講じられる。

- 申請日の直前に終了した事業年度が2024年（令和6年）4月1日から2029年（令和11年）4月1日までの間に開始した事業年度である場合の実績判定期間を2年（現行：5年）とするとともに、各事業年度（現行：年平均）の判定 基準寄附者数（3,000円以上の寄附金を支出した者）が100人以上であることとする。

公益信託制度改革に伴う所要の措置

制度改革の背景・概要

- ✓ 「新しい資本主義」が目指す、民間による公益的活動の活性化を実現するため、公益法人制度改革にあわせて、公益信託制度の改革も実施されます。
- ✓ 新しい公益信託は、① 受諾者の範囲の拡大（受託者は信託会社に限らない）② 信託財産の範囲の拡大（金銭以外の信託財産が可能）③ 主務官庁による許可・監督の廃止 により、公益法人と同様の税制優遇の取扱いが設けられます。

1) 所得税

- ① 公益信託の信託財産に生じる所得には所得税を課さないことにする。
- ② 公益信託の受託者（個人に限る）に対する贈与等により、居住者の保有する譲渡所得に該当する資産の移転がある場合には、居住者に対して、贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとする。
- ③ 公益信託の委託者がその保有する資産を信託する場合には、その信託時に、委託者から公益信託の受託者に対して、贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとする。
- ④ 寄附金控除
公益信託の信託財産とするために支出した寄附金は、一定のものを除き、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とする。
- ⑤ 公益法人等に対して財産を寄附する場合の譲渡所得等の非課税措置（租税特別措置法40条）について、適用対象となる公益法人等の範囲に、公益信託の受託者（非居住者及び外国法人を除く）を加える。
- ⑥ 租税特別措置法40条の非課税承認を受けた財産を保有する公益信託の受託者が、その財産を、公益信託の事務を承継する別の受託者に移転する場合には、一定の届出のもと、非課税措置が継続適用されることとする。

公益信託制度改革に伴う所要の措置

2) 法人税

- ① 公益信託の信託財産に帰属する収益および費用は、委託者および受託者の段階で、法人税を課税しないこととする。
- ② 寄附金の損金算入限度額
公益信託の信託財産とするために支出した寄附金は、一定のものを除き、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、別枠の損金算入限度額の対象とする。

3) 相続税・贈与税

- ① 公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出する場合には、相続税の非課税制度の対象とする。
- ② 公益信託から給付を受ける財産については、贈与税を非課税とする。

4) 消費税

- ① 公益信託の信託財産に係る取引については、受託者に対して、受託者の固有資産に係る取引と区分して消費税を課税することとする。
- ② ①の場合において、特定収入があるときは、仕入控除税額の調整措置の対象とする。

5) 適用時期

2024年（令和6年）の通常国会での公益信託関連法案の提出とともに、2026年（令和8年）施行予定。

固定資産税・不動産取得税に関する適用期限延長

- ✓ 土地に係る固定資産税については、2024年（令和6年）が、3年に一度の評価替えの年度にあたります。評価替えに反映される過去3年の商業地の地価は、大都市における地価上昇と地方における地価下落が混在する状況が継続していますが、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みが継続され、その他の軽減措置も延長されます。

● 固定資産税・都市計画税の負担調整措置等の延長

- 現行の ①負担調整措置、②条例減額措置、③下落修正措置について、その適用が2026年度（令和8年度）まで3年延長される。

① 負担調整措置

土地に係る固定資産税は評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく措置

② 条例減額措置

商業地等における固定資産税額が一定額を超えないように市町村が条例で定めている措置

③ 下落修正措置

固定資産税評価額据置年度に価格が下落した場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる措置

● 固定資産税・不動産取得税の軽減措置の延長

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（1/2減額）の適用期限が、2026年（令和8年）3月31日まで2年延長される。
- 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限が、2027年（令和9年）3月31日まで3年延長される。

住宅取得等資金の贈与 非課税措置および相続時精算課税特例の延長

✓ 住宅取得等資金の贈与税に関する改正のポイントはつぎのとおりです。

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置につき、適用期限が2026年（令和8年）12月31日まで3年延長される。
2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を置けた場合の贈与税の非課税措置のうち、2026年（令和8年）1月1日以後の贈与により取得する、「省エネ等住宅」の家屋要件の一部が見直される。

なお、震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様の取扱いがなされる。

	改正前	改正後
省エネ等住宅※	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級4以上または 一次エネルギー消費量等級4以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上であること
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または 免震建築物であること 	変更なし
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であること 	変更なし

※上記記載の省エネ等基準のいずれかに適合する住宅用家屋であることにつき、一定の証明がなされたものであること

区分	非課税限度額	区分	非課税限度額
省エネ等住宅	1,000万円	震災特例法による省エネ等住宅	1,500万円
上記以外の住宅	500万円	震災特例法による上位以外の住宅	1,000万円

3. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置についても上記と同様に、適用期限が2026年（令和8年）12月31日まで3年延長される。

事業承継税制の特例承継計画等の提出期限の延長

- ✓ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が2026年（令和8年）3月31日まで2年延長されます。

	現行	改正案
特例承継計画の提出期限	2024年（令和6年）3月31日まで	2026年（令和8年）3月31日まで
適用期限	2027年（令和9年）12月31日まで	変更なし

- ✓ 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が2026年（令和8年）3月31日まで2年延長されます。

	現行	改正案
個人事業承継計画の提出期限	2024年（令和6年）3月31日まで	2026年（令和8年）3月31日まで
適用期限	2028年（令和10年）12月31日まで	変更なし

参考：居住用の区分所有財産の評価について (法令解釈通達)

- ✓ 2023年（令和5年）の税制改正大綱に「市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する」と明記されていたマンションの相続税評価について2023年（令和5年）9月28日に個別通達が公表され、財産評価基本通達による評価額と市場価格に大きな乖離のあるマンションについて、新たな評価方法が示されました。
- ✓ **2024年（令和6年）1月1日以後**に、相続、遺贈又は贈与により取得した居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション）は新通達により評価します。

● 居住用の区分所有財産の評価方法

価額 = 区分所有権（家屋）の価額（①） + 敷地利用権（土地）の価額（②）

① 財産評価基本通達による自用家屋としての評価額 × 区分所有補正率

② 財産評価基本通達による自用地としての評価額 × 区分所有補正率

(注) 地上2階以下の低層マンション、課税時期において区分建物の登記がされていないもの、事業用のテナント物件、一棟所有の賃貸マンション、二世帯住宅などは適用対象外。

参考：居住用の区分所有財産の評価について (法令解釈通達)

● 区分所有補正率の算定方法

評価乖離率 → 評価水準 → 区分所有補正率 の順に算定する。

● 評価乖離率

$$\text{評価乖離率} = A + B + C + D + 3.220$$

A = 一棟の区分所有建物の築年数 × $\Delta 0.033$ (1年未満切上)

B = 一棟の区分所有建物の総階数指数 (総階数 (地階含まず) $\div 33$) × 0.239 (小数点以下第4位切上)

C = 一室の区分所有権の専有部分の所在階 × 0.018

D = 一室の区分所有権の敷地持分狭小度 (敷地利用権の面積 \div 専有部分の面積) × $\Delta 1.195$ (小数点以下第4位切上)

● 評価水準

$$\text{評価水準} = 1 \div \text{評価乖離率}$$

● 区分所有補正率

- | | | | |
|---|-------------------------------|-----|------------------------------|
| ① | $1 < \text{評価水準}$ | の場合 | 区分所有補正率 = 評価乖離率 |
| ② | $0.6 \leq \text{評価水準} \leq 1$ | の場合 | 補正なし (従来の評価額で評価) |
| ③ | $0 < \text{評価水準} < 0.6$ | の場合 | 区分所有補正率 = 評価乖離率 $\times 0.6$ |



3. 国際課税

グローバルミニマム課税の事務負担軽減

- ✓ 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人を対象とした2023年度（令和5年度）税制改正で法制化した所得合算ルールについて、OECDによるガイダンスや国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から見直されます。
- ✓ QDMTTを含め、OECDにおいて来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、2025年（令和7年度）税制改正以降の法制化が検討されることとなります。

● 所得合算ルール(IRR: Income Inclusion Rule)制度の見直し

- ① **適用免除基準の設置** 構成会社等の所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額（QDMTT）を課されている場合には、所在地国のグループ国際最低課税額を零とする。
- ② **無国籍構成会社等の税負担軽減** 無国籍構成会社等が自国内最低課税額（QDMTT）を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算上控除する。
- ③ **一定の所有持分の時価評価損益等** 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、個別計算所得等の金額に含めることが認められる。
- ④ **導管会社等に対する所有持分に係る優遇措置** 導管会社等に対する所有持分を有する場合に適用を受けることができる税額控除額のうち一定のものについて、特定多国籍グループ等に係る国又は地域単位の選択により、調整後対象租税額に加算することが認められる。

● 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し

特定多国籍企業グループ等報告事項等が提供義務者の区分に応じて必要な事項等に見直される。

グローバルミニマム課税の導入に伴う既存制度の見直し

- ✓ 2023年度（令和5年度）税制改正によりグローバルミニマム課税が新たに導入されること等を踏まえ、既存の制度について一定の措置が講じられます。

● 主な改正項目

1. 外国税額控除の見直し

- ① 次の外国の税については、外国税額控除の対象から除かれる。
 - 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税（すなわちIIRにより課される税）
 - 外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される一定の税又はこれに相当する税（すなわちUTPRにより課される税）
- ② 次の外国の税については、外国税額控除の対象になる。
 - 自国内最低課税額に係る税（すなわちQDMTTにより課される税）

2. 法人住民税計算の見直し

法人住民税の計算の基礎となる法人税額に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないよう所要の措置が講じられる。

3. 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

CFC税制は「第2の柱」であるグローバルミニマム課税と併存するものとされており、同制度の導入に伴う追加的な事務負担を踏まえて可能な範囲で追加的な見直しを行うとともに、2025年度（令和7年度）改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しが検討される。

国際課税関連・その他の改正

● 適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の見直し

内国法人による外国法人の本店等への無形資産等の現物出資が適格現物出資の対象から除外される。また、法人が現物出資を行う場合の移転資産等（国内不動産等を除く）の内外判定について、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設（PE）を通じて行う事業に係る資産等が国内資産として、一方で内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等が国外資産としてそれぞれ判定される。これらの改正は、2024年（令和6年）10月1日以降に行われる現物出資について適用される。

● 過大支払利子税制における超過利子額の繰越期間の延長

過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた支払利子等の額（超過利子額）の損金算入制度について、現行制度上は最大7年間の繰越期間において一定の限度額の範囲で損金算入できるとされるが、2022年（令和4年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額については繰越期間が10年（原則：7年）に延長される。

● 子会社株式簿価減額特例の見直し

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための子会社株式簿価減額特例について、子会社株式等の帳簿価額減額の対象となる配当の範囲が一部緩和される。子会社から配当が行われる場合、当該配当のうち特定支配関係発生後の利益剰余金から支払われたと認められる部分の金額は子会社株式の帳簿価額減額の対象から除外できるという取り扱いについて、今回の改正により特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた配当金額についても、当該取り扱いが適用されることとなる。

国際課税関連・その他の改正

- **外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し**

CFC税制におけるペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入がない場合には、その事業年度の収入割合要件の判定が不要となる。



4. 消費税

プラットフォーム課税の導入

✓ 課税の公平性を確保する観点から、プラットフォーム課税が導入されます。

● 背景

デジタル市場が拡大し、プラットフォームを介して数多くの国外事業者が国内市場に参入しているが、国外事業者に対する調査・徴収には課題があった。

● 改正案

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものは除く）のうち、本制度の対象となる特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととする。

国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、本制度の対象となる特定プラットフォーム事業者として指定することとされている。

● 適用開始時期

2025年（令和7年）4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用する。

消費税に係る帳簿の記載事項の見直し

✓ 事業者の実務に則して、消費税に係る帳簿の記載事項が見直されます。

● 改正案

帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れや使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る）については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

● 適用開始時期

2023年（令和5年）10月1日以後の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載について、運用上、記載を求めないこととする。

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用の見直し等

✓ 事業者免税点制度の特例の適用の見直し

● 背景

国外事業者が事業者免税点制度の特例や簡易課税制度などを適用し、売手が納税せず買手が控除を行う、いわゆる「納税なき控除」による租税回避が行われているため、以下のとおり、各制度の見直しを行う。

	特例の対象（課税事業者）となる場合	改正案
特定期間の特例	特定期間（前年上半期）における国内の課税売上高が1,000万円超かつ給与（居住者分）の合計額が1,000万円超の場合	国外事業者については「給与（居住者分）の合計額」による判定を認めないこととする。
新設法人の特例	資本金が1,000万円以上の法人である場合（基準期間がない課税期間が対象）	外国法人については、日本における事業を開始した時の資本金により判定することとする。
特定新規設立法人の特例	国内の課税売上高が5億円超の法人等が設立した資本金1,000万円未満の法人である場合（基準期間がない課税期間が対象）	全世界における収入金額が5億円超の法人等が資本金1,000万円未満の法人を設立した場合も対象に加える。

● 適用開始時期

2024年（令和6年）10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用の見直し等

✓ 簡易課税制度の適用の見直し

● 背景

恒久的施設を有しない国外事業者については、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、業種ごとのみなし仕入れ率による控除が適切とは言えない。

● 改正案

恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。
小規模事業者に対する負担軽減措置（いわゆる2割特例）の適用についても同様に適用を認めないこととする。

● 適用開始時期

2024年（令和6年）10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

✓ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

● 改正案

一の免税事業者からの仕入額が、1年間で10億円を超える場合、その超えた部分については、インボイス制度導入に伴う8割控除・5割控除の経過措置の適用を認めないこととする。

● 適用開始時期

2024年（令和6年）10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

その他の見直し

✓ 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の見直し

● 背景

高額特定資産は1取引単位につき1,000万円以上で判定されているが、金又は白金の地金等は、一の取引単位の金額を調整でき、特例の適用を受けず、租税回避につながる懸念されていた。

● 改正案

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の合計額が200万円以上である場合を追加する。

● 適用開始時期

2024年（令和6年）4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用する。

✓ 外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除制度の適用の見直し

● 背景

多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発しており、外国人旅行者向け免税制度の不正利用が看過できない状況となっていた。

● 改正案

事業者が、免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除を認めないこととする。

● 適用開始時期

2024年（令和6年）4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。



地方税

外形標準課税

✓ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

● 背景

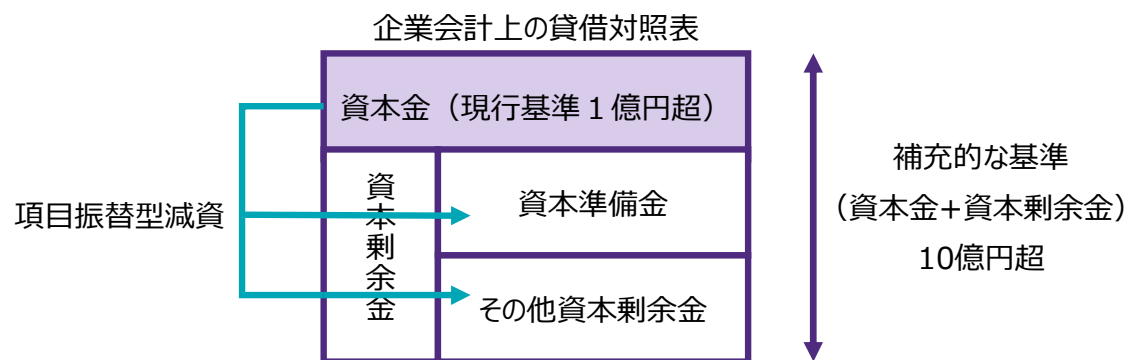
外形標準課税の対象法人数は導入時に比べて約3分の2まで減少しており、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在するため、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しが行われた。

● 改正案

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金 1 億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金 1 億円超）に該当しない限り、外形標準課税の対象外となる。

※公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで減資を行った場合には、外形標準課税の対象とする所要の措置を講ずる。



● 適用開始時期

2025年（令和7年）4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

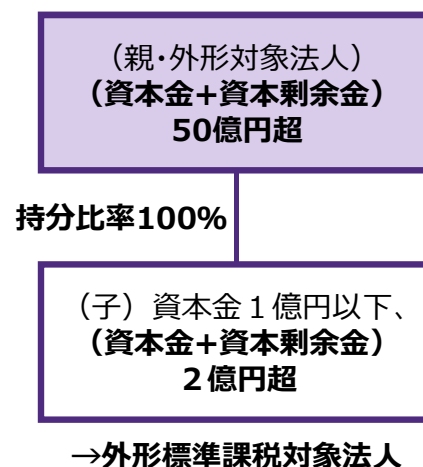
外形標準課税

✓ 100%子法人等への対応

● 改正案

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）に基づいて行われるM & Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、一定の期間外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。



● 適用開始時期

2026年（令和8年）4月1日以後に開始する事業年度から適用する。



納税環境整備

納税環境整備

✓ GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

- **改正案**

利便性の向上のため、所要の法令改正等を前提に、法人がGビズID（一定の認証レベルを有するものに限る）を用いて、e-Taxにログインする場合には、e-Taxの「識別符号（ID）・暗証符号（パスワード）」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととする。

✓ 支払調書等のe-Tax等による提出義務基準の引下げ

- **改正案**

支払調書等のe-Tax等による提出義務基準を30枚以上（現行：100枚以上）に引き下げる。

- **適用開始時期**

2027年（令和9年）1月1日以後に提出すべき支払調書等から適用する。

✓ 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

- **改正案**

隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。

- **適用開始時期**

2025年（令和7年）1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



© 2024 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Taiyo Tax Corporation is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.